営業者の食品衛生管理者との関係証明

1　食品衛生管理者　　は営業者　　の届出済の施設以外の他の業務には一切従事しない

2　食品衛生管理者の従業時間は営業所の営業時間たる午前／後　　時より午前／後　　時まで

（但し業務の必要による時間外勤務の場合はこの時間を含む）とし、従業時間中は必ず指定の場所において食品衛生管理の業務に当る。

3　月俸　　円とする。

上記のとおり相違ありません。

年　　月　　日

営業者　　㊞

（法人にあっては、名称及び代表者名。記名押印又は署名）

食品衛生管理者　　㊞

（記名押印又は署名）